

注 記 事 項

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 棚卸資産……………総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - 建 物……………定額法
 - その他の有形4固定資産……………定額法
 - (2) 無形固定資産……………定額法
 - (3) リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
3. 重要な引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）により定額償却しております。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）により、発生の翌事業年度より定額償却しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方法によっております。
 - (2) 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供されている資産 ありません。
 - (2) 担保に係る債務 ありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 62,394千円
3. 偶発債務
売掛債権流動化に伴う遡及義務額 ありません。
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
 - 短期金銭債権 77,979千円
 - 短期金銭債務 1,488,931千円
 - 長期金銭債務 250,000千円

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、減価償却限度超過額、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している設備（電子計算機ほか）があります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	72円04銭
2. 1株当たり当期純利益	△22円10銭

当期純損益金額	当期純利益	△57,231千円
---------	-------	-----------